

中環審第1341号
令和6年9月20日

環境大臣
伊藤 信太郎 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第四次答申）

令和4年6月27日付け諮問第578号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第四次答申)

令和6年9月20日

第245回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会¹において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第2条第2項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、パブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第24条第1項）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
<p>（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。

¹ 令和6年度第3回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第238回審査部会、第245回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が 6 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン—1—スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が 6 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならない製品について（法第 28 条第 2 項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の指針への適合義務や表示義務を課することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が 6 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン—1—スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が 6 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。